

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3304号)

令和8年1月28日

横 情 審 答 申 第 3304 号

令 和 8 年 1 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年7月30日南生支第939号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「保護決定調書」、「他法台帳・資産台帳」、「援助方針シート」及び  
「訪問計画台帳」」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について  
の諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「「保護決定調書」、「他法台帳・資産台帳」、「援助方針シート」及び「訪問計画台帳」」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月30日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件処分で不開示とした部分は、本件保有個人情報に記載されている格付結果である。格付結果は審査請求人に対する評価に関する内容であり、生活保護事務を進めるに当たり、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員が審査請求人に関する率直な評価、判定等を記載したものである。これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当し、不開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

不開示理由は容認できないため、本件処分を取り消し、対象保有個人情報の全部開示を求める。

## 5 審査会の判断

## (1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請の内容及び世帯の要保護性について実態

を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録のほか、保護決定調書等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

#### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、保護決定調書、他法台帳・資産台帳、援助方針シート及び訪問計画台帳である。

#### (3) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は格付結果であり、ケース記録の情報を基に、南区福祉保健センター長が審査請求人の世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯を分類し、必要な訪問頻度を設定するために格付けを行った結果を記録したものであることが認められた。

格付結果は、審査請求人の認識にかかわらず記録された審査請求人の評価・判定に関する情報であり、審査請求人の認識と異なっていた場合、開示することにより、担当ケースワーカー等福祉保健センターの職員に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になるなど、生活保護に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第六部会)

委員 松村雅生、委員 嘉藤亮、委員 斎藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 30 日	・ 実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 23 日 (第 1 回第六部会)	・ 審議
令 和 7 年 12 月 11 日 (第 2 回第六部会)	・ 審議